

「夫婦の生活時間に関する夫婦平等の研究」

佐藤 晴彦

はじめに

【家族法における夫婦平等】

【本稿の仮説】

I 夫婦の生活時間の考察

一 夫婦の平均的生活時間

一―一 平均生活時間に関する考察

一―二 平均生活時間「分析」に対する考察

二 雇用労働者の夫婦別生活時間

二―一 労働時間と休養・くつろぎ等についての平日・日曜日の比較

二―二 雇用形態別に見た夫婦の生活時間についての分析

三 育児期の夫婦の生活時間

四 (夫婦) 有償労働者と無償労働者の年齢階級別比較

四―一 労働者の年齢階級別比較

四―二 男女の無償労働時間格差の内訳

結論

はじめに

近年、少子化傾向には決定的な対策を打ち出せないままの状況が進んでいる。その改善策として、特に、家族の在り方、夫婦の性別役割分担の在り方が問われている。先行研究の中で特に問題となっているのが夫婦の「平等」である。

先行研究では、男女平等を目指しそれに向けての政策、制度の構築を目指した。しかし、男女平等とは、本質的には何をどうすべきなのだろうか。これを解明しない限り、家族政策の観点から有効な政策を構築することは難しいだろう。

本稿では、まず家族法で法における平等を確認し、先行研究で報告される不平等とデータをもとに示唆される平等を比較・検討する。

そこで、これまでの夫婦不平等論にメスを入れることができれば、夫婦として生活を共にする場合の本質を明らかにでき、少子化問題に対する解決案、ならびに家族政策案の構築の手助けになろう。

【家族法における夫婦平等】

家族法は一九四七年以降男女の実質的平等を謳い、個人に関する法律上の権利義務の発生・変更・消滅についてその意思を重視している。^①

本稿では、前述の主旨、論証すべき論点について仮説を立て、夫婦にまつわるデータをもとに検証し、夫婦平等の

結論に導きたい。

【本稿の仮説】

先行研究では、夫婦は家庭の中では不平等であるとして、平等を主張している。そこで、本稿では、①すべてが不平等になっているのか、そうではないだろうということ、②夫婦はあらゆる点で平等を目指すのには無理があるだろう、ということ仮説とする。

I 夫婦の生活時間の考察

ここでは、男女の有償労働、無償労働、生理的な活動時間、社会的文化的活動時間等の配分時間がどのような状況にあるのかについて、総務省統計局の『社会生活基本調査』のデータを用いた、男女共同参画統計研究会(二〇一五)の分析を考察する。

総務省統計局の『社会生活基本調査』では(ブレコード方式《A》方式)を使って得た生活行動を二〇種類に分け、これを一次、二次、三次の活動に分類した。

男女共同参画統計研究会(二〇一五)では、この三次活動とされる「休養・くつろぎ」「受診・療養」を生理的に必要な活動に、二次活動とされている「学業」を社会的活動の一環として捉えている。二次活動を収入労働と家事労働に分け、性別役割分業の状況をみようとした。各活動時間の呼び方は「生理的時間」^②「収入労働時間」^③「家事労働時間」^④「社会的文化的活動時間」^⑤とし、四大生活時間分類とした。

これらを、特に男女平等が「如何に達成されていないか」という観点から以下の順序で分析を進めた。

第一に、年齢や世帯構造、就業状態等を問わない平均生活時間(男女の生活時間の総平均)、第二に、労働者の(週間)労働時間や雇用形態などが生活時間に及ぼす影響、第三に、育児期の共働き世代の夫婦別家事・育児行動、第四に、無償労働者と有償労働者の性・年齢別比較の順序から進めている。

本研究ではこれら四点(第一から第四)を考察し独自の視点から分析する。

一 夫婦の平均的生活時間

一——平均生活時間に関する考察

男女共同参画統計研究会(二〇一五)は、まず(年齢や世帯構造、就業状態等を問わない)夫婦の平均生活時間を調査した。その結果、男性の家事労働時間は増加しているが、今なお、性別役割分業が顕著であり、日本の男性の無償労働時間は先進諸国に比べて極めて短い。

男女共同参画統計研究会(二〇一五)が四大生活時間分類(①「生理的生活時間」②「社会的文化的活動時間」③「収入労働時間」④「家事労働時間」のこと)の観点から挙げた、平均生活時間を見ると(図1参照)、女性は平日・日曜日とともに①「生理的生活時間」と②「収入労働時間」が増加しており、③「家事労働時間」と④「社会的文化的活動時間」などは減少している。男性は平日・日曜日ともに①「生理的生活時間」と②「家事労働時間」および日曜日の①「収入労働時間」が増加し、③「社会的文化的活動時間」は減少している。

このうち、①「生理的生活時間」については、男女ともに睡眠と食事の時間が減り、身の回りの用事と休養・くつろぎの時間が増えている。②「収入労働時間」のうち仕事の時間は、男女とも平日で数分減少し、日曜日で数分増加

している。③「家事労働時間」では、男性は増加傾向にあり平日で九分、日曜日で二十一分増えたが、女性と比べると二〇一一年の平均で三時間二十一分、同年日曜日で二時間四十九分もの差がある。

④「社会的文化的活動時間」等は、趣味・娯楽・移動の時間が増える一方、テレビなど、交際・付き合いは減少した(男女共同参画統計研究会(二〇一五、表6―1))。

筆者は前で取り上げた「収入労働時間」「育児時間」：「テレビ・新聞、趣味・娯楽等」について、夫と妻の分担度を比率で示してみた(図1のデータテーブル最下行と折れ線グラフ)。その分担比率を考察すると、収入労働や育児・家事、休養やくつろぎ、睡眠等の生活について夫婦の分担が同じ程度のものである一方で、差があるものがあることに気付く。

その結果をもとに平日・日曜日ごとに、夫婦は各役割を互いにどう評価しどう要求・行動すべきなのかを考察したい。また、そのために新たにアンケートすべき方法についても検討したい。

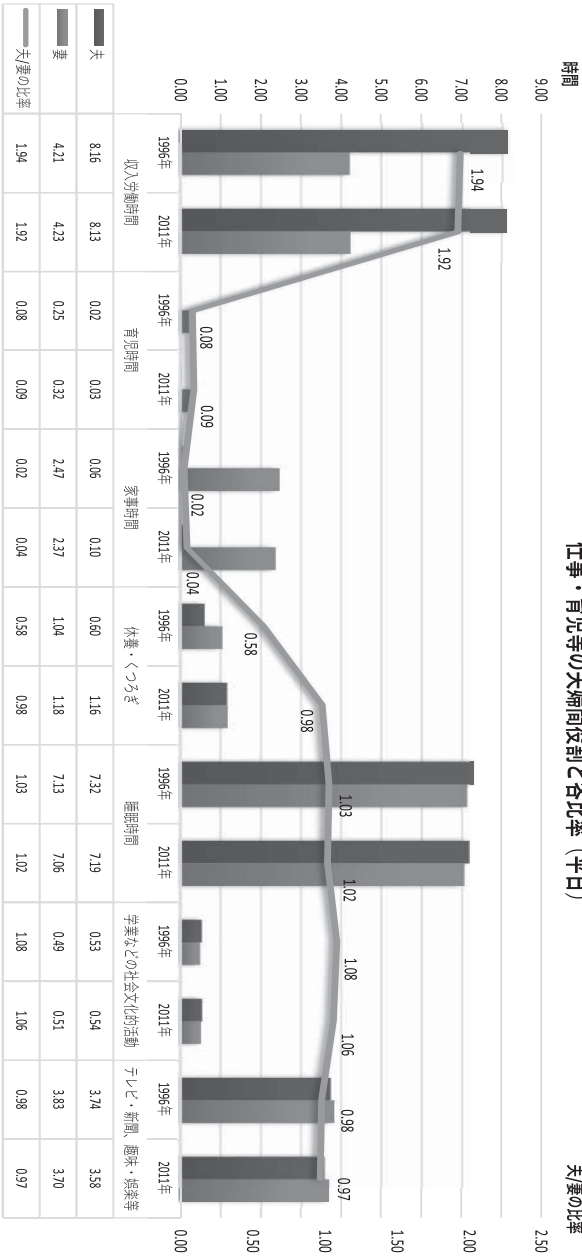
【平日における夫婦役割分担】

○ 役割分担比率は三つに区分可能

図1(1)は、平日における夫婦の各種役割分担が各々どの程度の時間を有したか(棒グラフ)、また夫婦の役割分担の比率(折れ線グラフ)でみるとどうなるのかを示している。

折れ線グラフの数値は、高さが二前後、○・六〜一前後、○〜○・一前後の三つに区分することができる。二前後には収入労働時間区分が当てはまり、夫が妻よりも収入労働時間を二倍働いていることを示している。○〜○・一は

図1(1) 仕事・育児などの夫婦間役割と各比率 (平日)



資料) 男女共同参画統計研究会(2015)
筆者作成

夫 妻 夫妻の比率

表1 平均的生活時間に関する男女投入時間割合の3分類化

	「男性／女性」の概数	「男性／女性」の 具体的数値
収入労働時間	2	1.92～1.94
育児・家事時間	0.1未満	0.02～0.09
休養・くつろぎ、睡眠時間、学業、テレビ・新聞など	1前後	0.58～1

資料) 男女共同参画統計研究会(2015)

筆者作成

育児や家事区分が当てはまり、妻が夫よりも(二倍とは比較にならないほど)かなりの時間を育児や家事に費やしていることがわかる。一前後は、「睡眠時間」「学業などの社会文化的活動」「テレビ・新聞・趣味・娯楽」などであり、(平日は)夫婦に大きな差は見られない。

○ 一九九六年と二〇一一年の比較

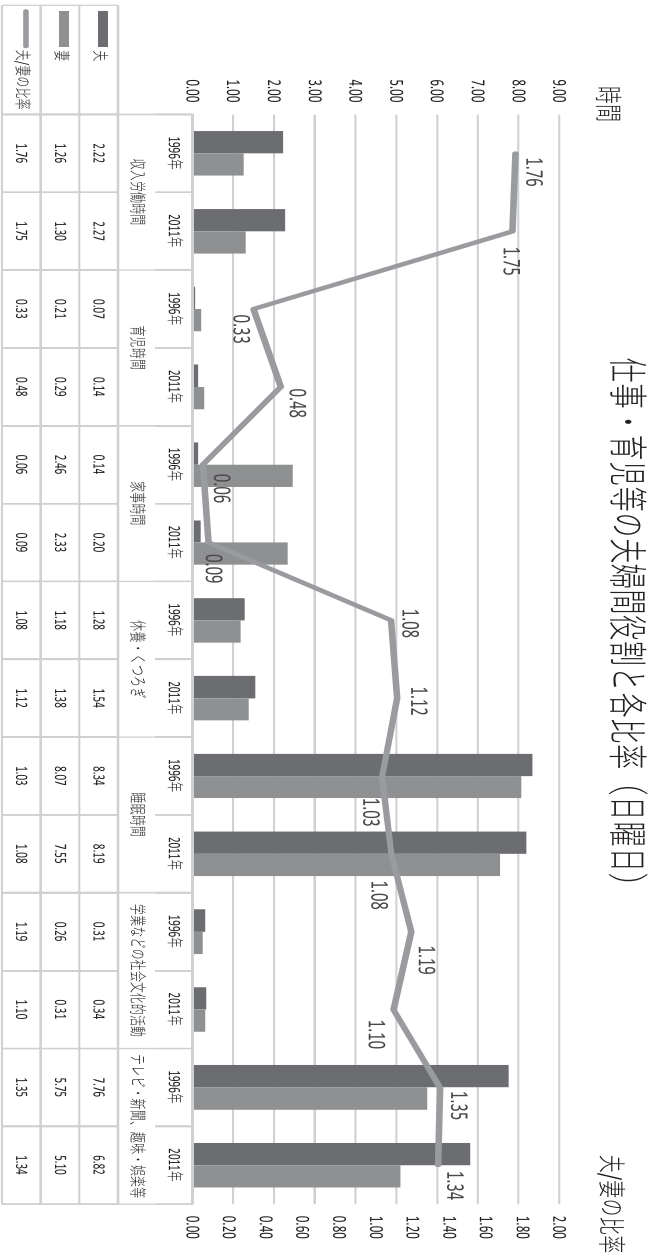
これらについて、一九九六年と二〇一一年の違いを見ると、○から○・一前後を示す「育児や家事」区分では、わずかな改善が見られた。「休養・くつろぎ」では、○・五八から○・九八の改善があり、夫婦がより平等にくつろげる時間を持つようになった。

【日曜日における夫婦役割分担】

○ 平日との比較

平日に挙げた日常における夫婦の役割比率を日曜日で見ると、二前後の数値だった「収入労働時間」は一・七五に、○・〇〇・一だった「育児や家事」はやや数値を上げ、育児は○・三三から○・四八に、家事は○・〇六から○・〇九に上げている。相対的に妻が「収入労働を多くするようになり、夫は「育児や家事」をわずかに多く手伝うようになったと言える。

図1(2) 仕事・育児等の夫婦間役割と各比率(日曜日)



資料) 男女共同参画統計研究会(2015)
筆者作成

役割分担等の種類

表2 夫婦間まつわる諸変数の平日と日曜の比較

	平日と日曜日の比較	1996年と2011年の比較
「収入労働時間」	1.92から1.75へと少しではあるが平等化している。	ほぼ変化なし
「家事労働時間」	0.04から0.09へと僅かに平等化に改善している。	僅かに平等に向かって改善が見られた。
「生理的生活時間」	平日から日曜日へは、夫／妻の割合が1.02から1.08へと僅かに夫が時間を多くとっている。	(夫婦比率が0.58から0.98へと)より平等になった。
「社会的文化的活動時間」	平日から日曜日へは夫／妻の割合が1.05から1.10と夫が僅かに時間を多くとっている。	ほぼ変化なし

資料) 男女共同参画統計研究会(2015)

筆者作成

このことから、夫は日曜日には夫婦役割分担の差を僅かながら平等に向けて改善しようとしている。しかし、格差は依然として大きいままである。

(「夫婦間の役割の比較」を示す) 折れ線グラフで、一前後を示す項目「睡眠時間」「休養・くつろぎ」「学業などの社会的活動」「新聞・趣味・娯楽」の中では、「休養・くつろぎ」「新聞・趣味・娯楽」がわずかに数値を上昇させており、妻より夫の方がやや多く時間を使っているが、概して同じであると言える。

○ 一九九六年と二〇一一年を比較

一九九六年と二〇一一年を比較すると「労働時間」「育児や家事」「学業などの社会文化的活動」は、夫婦平等へ微々たる改善を見せているが、格差は依然として大きい。これに対して、「睡眠時間」や「休養・くつろぎ」では、夫の方がやや多くの時間をとっているが、概して同じ程度である。

一 一 一 平均生活時間」分析に対する考察

以上(「平日における夫婦役割分担」では、先に平日にお

ける夫婦の生活時間比率を見てみた。

表1に示したように、平日における夫婦の生活時間比は三つのタイプに示された。収入労働時間は約二で、夫は妻の二倍の時間で収入を得るための労働を行っている。逆に、育児・家事時間は〇・一未満で夫対妻の差があり過ぎた。それらに対して、休養・くつろぎ、睡眠時間、学業、テレビ・新聞などは一前後を示し、夫と妻は同程度の時間を使っていた。

次(日曜日における夫婦役割分担)では、日曜日における夫婦の生活時間を比べ、その中で一九九六年と二〇一一年の比較を行った。

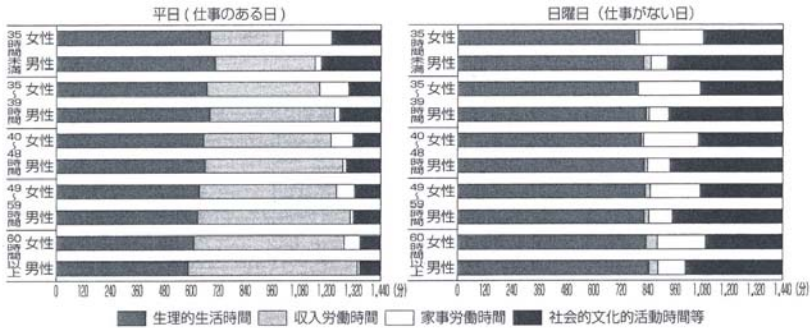
ここでは、平日と日曜日の比較結果(表2第二列目)と平日についての一九九六年と二〇一一年の比較結果(表2第三列目)を見てみる。平日と日曜日の比較では、「収入労働時間」については、平日から日曜日に向かって平等化しているものの基本的に夫/妻は二に近い。「家事労働時間」も日曜日に向かって改善されているが、〇・一未満である。「生理的生活時間」「社会的文化的活動時間」は、ほぼ同等であるものの夫の方が優先している。

一九九六年と二〇一一年の比較は平日をもとに比較した。概して変化はなかったが、睡眠や食事等の「生理的生活時間」は〇・五八から〇・九八へとほぼ対等に時間を取るようになった。

二時点(平日と日曜日)から夫と妻を比較しても、(一九九六年と二〇一一年を比較しても、夫は「収入労働時間」が長く、妻は「育児や家事」が長い、夫婦が平等であるべきだという観点からはかなり格差が大きい。生理的生活時間「社会的文化的活動時間」についてはほぼ同等であることが分かった。

夫婦間に差があり、亀裂が入り得ることは否定できない。反対に、このようなアンバランスの状況でも、多くの夫婦関係は長く続いていることも事実。夫婦は役割分担、特に「収入労働時間」と「育児や家事」についてのアンバラ

図2 平日・日曜日別の総平均時間



出所～男女共同参画統計研究会(2015)～、図6-1引用

ンスについて、本音では、どう捉えどう感じているのだろうか。これについては、いくつかの立場をもとにいくつかの仮説を立て、直に各夫婦に尋ねるアンケート調査をする必要性がある。

二 雇用労働者の夫婦別生活時間

前節では平均生活時間（男女の生活時間の総平均）について、平日と日曜日の比較、一九九六年と二〇一一年の比較・分析を行った。ここでは、(二一一)生活全般から見たものではなく、労働時間と休養・くつろぎ等（生理的生活時間・社会的文化的活動時間）について、平日と日曜日はどう違うのか、特に、(二一二)雇用形態別に睡眠・自由時間に費やす時間はどう違うのかを夫と妻別に、また夫に対する妻の割合を見てみる。

二一 労働時間と休養・くつろぎ等についての平日・日曜日の比較
 まず、ここでは、雇用労働者の労働時間を平日と日曜日に分けて、平日の労働時間が長くなると、日曜日の休養やくつろぎ等の時間に与える影響がどうなるのかを見てみよう（図2）。

平日では（週間）労働時間が長くなるにつれて、男女ともに生理的生

活時間と社会的文化的活動時間などは短くなる。日曜日では、週間就業時間の長短に関わらず男女ともに一定の生理的生活時間を確保している。平日から日曜日への違いを詳述すると、男性は、社会的文化的活動生活時間を、女性は家事労働時間を増大させている。家事労働（家事・育児・買い物等）が平日に比べて日曜日にならざるかをみると、週間就業時間三五時間未満の場合は女性で一・三倍（二百十五分から二百八十四分）、男性で一・六倍（二十七分から七十一分）であり、週間就業時間六〇時間以上の場合には女性で三・〇倍（七〇分から二百十三分）、男性では一三・四倍（九分から百二十一分）となっている。これは平日にできない分の家事労働を日曜日に行っている状況を示している（男女共同参画統計研究会、二〇一五）。

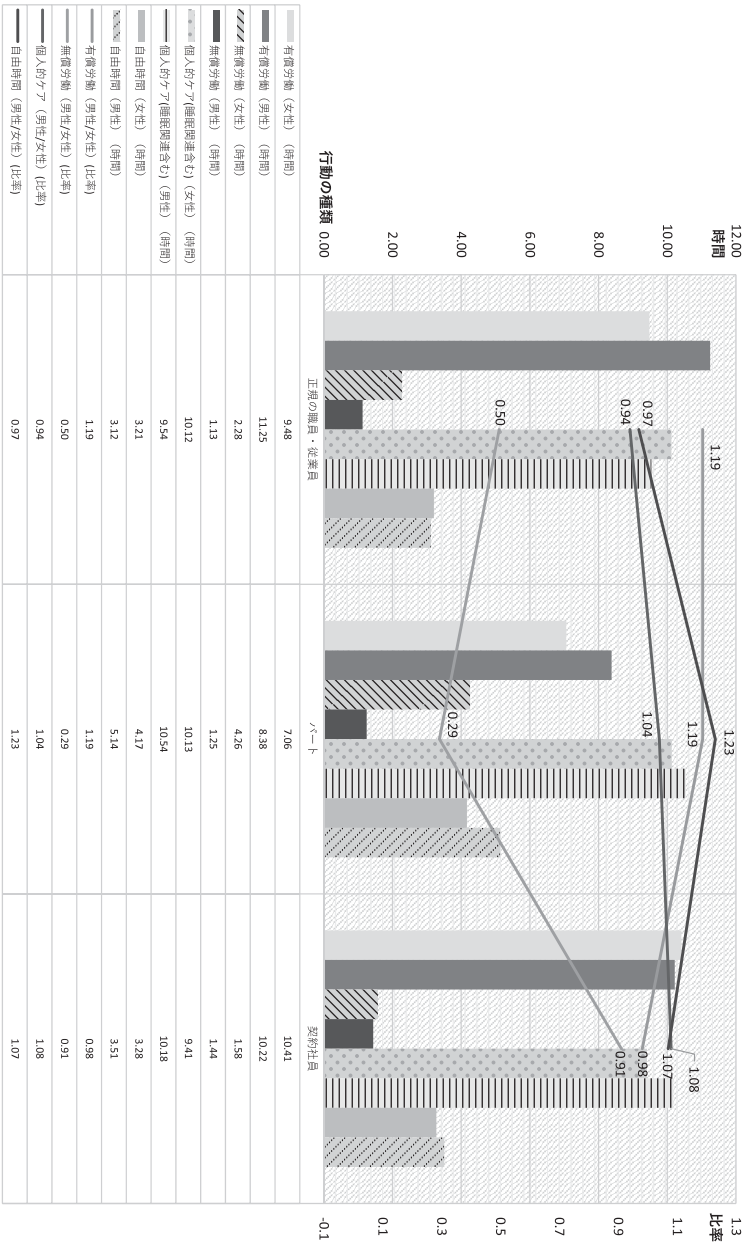
二―二 雇用形態別に見た夫婦の生活時間についての分析

次に、平均生活時間ではなく、雇用形態に絞って分析する。雇用形態別（正規の職員・従業員、パート、契約社員）に夫と妻が費やした時間の差を見てみよう。概して、男性は正規の職員・従業員の、女性は契約社員の有償労働時間が長くなっている。

図3は、雇用者の平日（仕事のある日）の活動状況を正規の職員・従業員（以下、正規）、パート、契約社員の三分で、調査時、該当する行動をした人のみについて、見たものである（図3）。

正規の有償労働時間（本人または自家の収入を目的とする仕事であり、通勤時間も含む）を見ると、女性で九時間四十八分、男性で十一時間二十五分であり、男性は女性よりも多く、一日の半分近くを収入労働に費やしている。契約社員では男性も女性も多くの時間を費やしているが、女性の契約社員での労働時間は十時間四十一分で、正規・パートに比べて長い（男女共同参画統計研究会、二〇一五）。

図3 雇用形態別、男女行動者平均時間



資料) 男女共同参画統計研究会(2015)
筆者作成

表3 雇用形態別に見た男女投入時間割合の三分類化

行動の種類	行動者平均時間					
	正規の職員・従業員		パート		契約社員	
有償労働 (男性/女性) (比率)	① :	1.19	① :	1.19	② :	0.98
無償労働 (男性/女性) (比率)	③ :	0.50	③ :	0.29	② :	0.91
個人的ケア (男性/女性) (比率)	② :	0.94	② :	1.04	② :	1.08
自由時間 (男性/女性) (比率)	② :	0.97	① :	1.23	② :	1.07

- 注) ① : 男性の方が女性より多い。
 ② : 同程度だが、男性の方が女性よりやや多い。
 : 同程度だが、女性の方が男性よりやや多い。
 ③ : 女性の方が男性よりかなり多い。

出所) 筆者作成

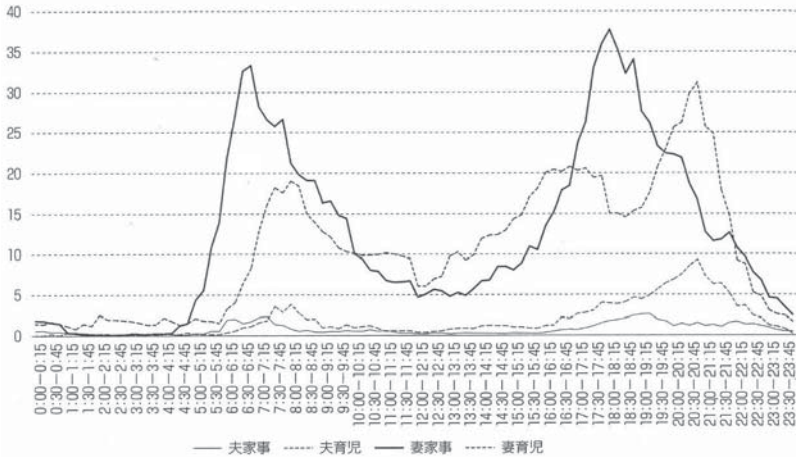
以上の結果は、男女比を取ってみることで（目盛りは図3右側）、次の①②③の三つのランクに特徴づけることができる（表1）。

- ① .. 行動の時間は、男性の方が女性より多い。
 ② .. 同程度だが、男性の方が女性よりやや多い。
 .. 同程度だが、女性の方が男性よりやや多い。
 ③ .. 女性の方が男性よりかなり多い。

①に分類されるのは、正規の職やパート、ならびに自由時間である。男性の方が女性より多い（両方とも約一二倍）。②に分類されるのは、パート、契約社員における個人的ケア（睡眠時間等）（二・〇四、一・〇八）、契約社員における自由時間（一・〇七）である。また、正規社員における個人的ケアや自由時間（〇・九四、〇・九七）と契約社員の有償・無償労働時間である（〇・九八、〇・九一）。

問題になるのは③で差が大きすぎる。この分類は、正規社員、パートにおける無償労働時間についてである（〇・

図4 時間帯別平日の共働き夫婦の家事・育児行動率



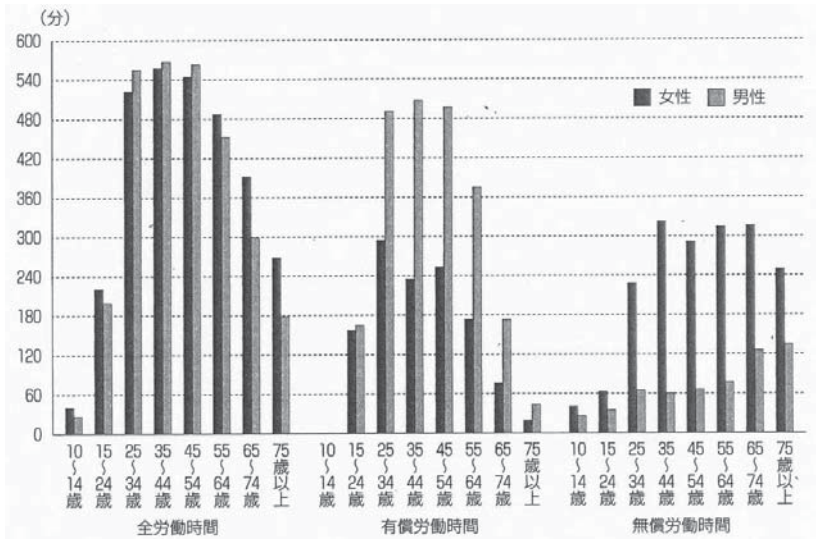
出所) 男女共同参画統計研究会(2015) 図6-2引用

二九三。

三 育児期の夫婦の生活時間

無償労働時間について、夫婦のアンバランスをさらに見てみよう。育児期において子どものいる共働き世帯が、家事・育児を夫婦がどう分担して行っているかは、生活における男女平等の進展を見る上で特に重要である。ここでは時間量ではなく、時間帯別の行動者率(平日)でみる(図4)。これによると、夫に比べて妻は家事・育児をする行動率が高いことはすでに述べたが、妻の家事の行動者率が高い時間帯は午前六時半から七時台後半と午後六時から七時台後半である。妻の育児の行動者率は午前七時半から八時半と午後四時から六時および八時から九時半に高い。妻が出勤前あるいは帰宅後に朝食・夕食の準備や育児を多く担っていることがうかがえる。夫の家事の行動者率は妻ほど高くはないが、午前六時から七時台後半、午後は七時台に高まり、育児の行動者率は朝よりも夜の方が高い(男女共同参画統計研究会、二〇一五)。

図5 性、年齢階級別全労働時間、有償労働時間、無償労働時間



出所) 男女共同参画統計研究会(2015) 図6-3引用

この結果への対応策としては、職場の勤務体制と大きく係わっていることを念頭に置いて進めるべきだろう。そのため各企業において勤務体制をさらに見直し、子供についての夫と妻の役割分担がもっと容易になるようにファミリーフレンドな対応が望まれる。

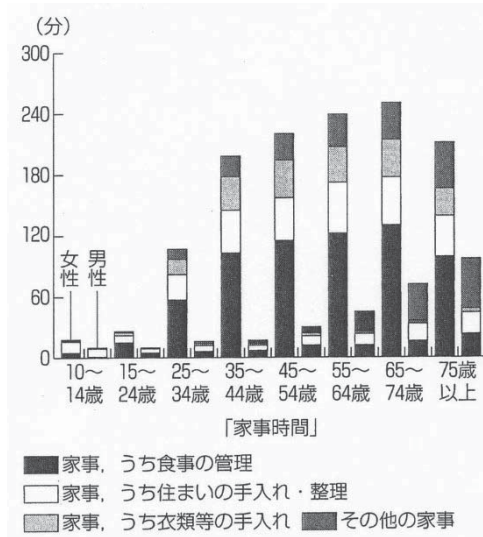
四 (夫婦) 有償労働者と無償労働者の年齢階級別比較

上述のように、平均生活時間においても(一一一)平均生活時間に関する考察、雇用形態別(一二二)「雇用形態別に見た夫婦の生活時間についての分析」、一日の時間形態別(二三)育児期の夫婦の生活時間)に見ても、男性は有償労働時間が女性より長く、女性は無償労働時間が男性よりも長い。

四一 労働者の年齢階級別比較

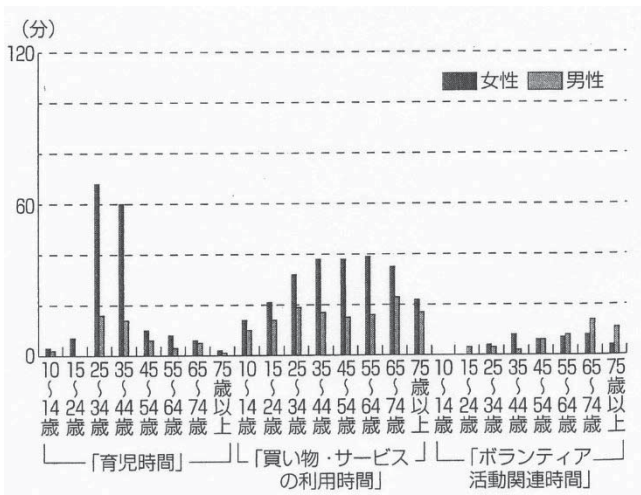
ここでは、これらの傾向について全年齢階級の観点から見てみよう。図5を見ると、無償労働と有償労働を合計した全労働時間は二五~五四歳で男性が、その他の年齢階級で女性が長い。

図6 性、年齢階級別家事時間（食事、住まいの手入れ・整理、衣類などの手入れ、その他の家事）



出所) 男女共同参画統計研究会(2015) 図6-4左部分引用

図7 性、年齢階級別家事時間、育児時間、買い物・サービスの利用時間、ボランティア活動時間



出所) 男女共同参画統計研究会(2015) 図6-4右部分引用

逆に、無償労働時間では同じ年齢階級で女性が長く、その男女差は有償労働より大きい。女性は無償労働時間の中でも衣食住等の日常的な家事に多くの時間を費やしている。

四―二 男女の無償労働時間格差の内訳

上記の分析をさらに以下の四つの区分から見てみる。すべての男女の無償労働時間を、「家事時間」「育児時間」「買い物・サービスの利用時間」「ボランティア活動関連時間」の四区分から、性、年齢階級別に見てみよう(図6、図7)。

「家事時間」については、「食事の管理」「住まいの手入れ・整理」「衣類の手入れ」「その他の家事」といった内訳も示している。女性の場合、一〇から一四歳を除くすべての年齢階級で「食事の管理」に費やす時間が長い。

「育児時間」は、育児を行うべき年齢層二五～四四歳で男性は短く、男女差が著しい。子どもが独立するまでの十数年間の育児を母親任せにしないように、子育て期の夫の長時間労働や単身赴任を是正するなどの労働条件の改善が望まれる。

「買い物・サービスの利用時間」は「家事時間」や「育児時間」と同様、すべての年齢階級において男性よりも女性が長いが、年齢階級による長短はさほどみられない。

ボランティア活動時間では男女同程度だが五五歳以上の年齢階級で男性が女性の活動時間をわずかに上回る(男女共同参画統計研究会、二〇一五)。

結 論

○ 少子化傾向から抜け出せていないわが国において、家族の中で夫婦の性別役割分担の在り方が問われている。性別役割分担について、その夫婦の生活時間には「差がある」「差があり過ぎる」「同程度である」項目から構成されている。

詳述すると、

○ 「一 夫婦の平均的生活時間」「二 雇用形態別に見た夫婦の生活時間」のどちらの節から見ても、夫婦の生活における役割分担の差は大きかった。従って、仮説「①すべてが不平等になっているのか、そうではないだろう」では、確かに不平等部分があることは、確認された。

これに対し、本稿では夫婦の平等・不平等の程度に、「男性の方が女性より多い」「同程度だが、男性の方が女性よりやや多い、あるいは同程度だが、女性の方が男性よりやや多い」「女性の方が男性より多い」のほぼ三つがあることを発見した^⑩(表1・表3)。

「一 夫婦の平均的生活時間」についてまとめた、表1では「男性の方が女性より多い」に分類されるのは「収入労働時間」、逆に「女性の方が男性より多い」には、「育児・家事時間」が、同程度の区分には、「休養・くつろぎ、睡眠時間、学業、テレビ・新聞など」が挙げられた。

「二 雇用形態別に見た夫婦の生活時間」についてまとめた表3でも「男性の方が女性より多い」に分類されるのは「収入労働時間」で、「女性の方が男性より多い」には、家事や育児が挙げられる^⑪。同程度の区分には、「睡眠時

間」「学業（収入労働時間）などの社会文化的活動」「テレビ・新聞・趣味・娯楽」が挙げられた。

つまり、夫婦に差がある（収入労働時間）のは仕方がないが、家事や育児については差があまりすぎない。一方、「睡眠時間」「学業などの社会文化的活動」「テレビ・新聞・趣味・娯楽」については、同程度であることが認められ、また同程度であるのが望ましいと言えることを挙げたい。

従って、仮説「②夫婦はあらゆる面で「平等」を目指すのは無理があるのではないか、本来夫婦があるべき姿は、夫婦別々に役割分担をなすべきではないか」については、夫婦に差がある部分については、（本来の役割だから）仕方ない。そして表1と表3の夫婦役割（収入労働時間と家事や育児）から分担を全く平等にするには無理があると言える。本来、求められている夫婦役割に応じて分担すべきである。

○ 以上、本稿として、夫婦がすべての面で平等にすべきだとするのは難しく本筋ではない。従って、各夫婦が各々の方で、収入労働時間と家事育児の役割を分担しながら調整すべきであることを提言とする。夫婦には別々の役割分担があることを認めながら、役割を進めた方が現実的であることを指摘したい。

近年、専業主婦の割合が減少し、妻の就業割合が増加する中、一方的に妻に収入労働と家の中の家事・育児の二重負担を強いるのは望ましくない。差がありすぎる点に関しては夫婦の話し合いによって是正すべきである。

それを手助けするのが企業の勤務体制である。フレックスタイム制、短時間正社員制度などを企業側は積極的に構築していくべきである。

「睡眠時間」「学業（収入労働時間）などの社会文化的活動」「テレビ・新聞・趣味・娯楽」は同程度の区分に挙げられたが、同程度を確保できない夫婦についてどうなるのかをTFRとの関連から都道府県のデータを基にした研究（本稿につづく研究）で報告したい。

また、収入労働時間と家事育児の役割にかなりの差がある場合、各夫婦は相手に対し、(家計が成り立ち、生活ができる場合) どう評価でき、できないのか(我慢できるのはどこまでで、できない部分はどの点か)について、さらに調査したい。

【参考文献】

- ・井田歩美(二〇一三)「我が国における『母親の育児困難感』の概念分析」『ヒューマンケア研究学雑誌』第四巻二号、二二―三〇頁。
- ・加藤容子(二〇一〇)「仕事と家庭の両立に関する研究」『ワーク・ファミリー・コンフリクトの対処プロセス』ナカニシヤ出版、一―三四頁。
- ・川井尚・庄司順一・千賀悠子・加賀博仁・中村敬・恒次欽也(一九九七)「育児不安に関する臨床的研究Ⅲ―育児困難感アセスメント作成の試み」『日本総合愛育研究所紀要』、三三―五六頁。
- ・川井尚・庄司順一・千賀悠子・他(二〇〇〇)「育児不安に関する臨床的研究Ⅳ―子供総研式・育児支援質問紙(試案)の臨床的有用性に関する研究」『日本子ども総合研究所紀要』三六、一七―一三八頁。
- ・神原文子・杉井潤子・竹田美知(二〇〇九)『よくわかる現代家族』ミルヴァ書房。
- ・国立社会保障・人口問題研究所編集(二〇一三)『平成二二年わが国独身層の結婚観と家族観 ― 第一四回出生動向基本調査―』一般財団法人 厚生労働統計協会。
- ・厚生労働省(二〇一四)『平成二六年版労働経済白書―人材力の最大発揮に向けて―』日経印刷株式会社、五―三〇頁。
- ・子ども未来財団(二〇〇四)「子育て中の母親の外出等に関するアンケート調査」。
- ・佐藤晴彦・都丸けい子(二〇一〇)「出生を取り巻く心理的・社会的要因把握の研究」『平成法政研究』第一五巻二号。
- ・佐藤晴彦(二〇一三)「子供を持つために何が必要か、そして求められる支援とは?」(有)アートヴィリッジ、八九―九九頁。
- ・佐藤晴彦(二〇一三)「出産意図に関わる子育て時の不安・ストレス ― 先行研究と本研究による調査結果の比較―」平成

- 法政研究一八巻一号、六九一—〇六頁。
- ・佐藤晴彦(二〇一六)「コミュニケーション力と出会い・交際間にまつわる研究」『平成国際大学論集』No.二一
 - ・佐藤晴彦(二〇一七)「近年の社会・経済状況と社会保障の課題点」平和政策研究。
 - ・佐藤博樹(二〇〇九)「人事戦略としてのワーク・ライフ・バランス支援」『子育て支援シリーズ ワーク・ライフ・バランス仕事と子育ての両立支援』ぎょうせい、三一—一九頁。
 - ・三冬社編集部(二〇一一)『少子高齢社会総合 統計年報二〇一二—二〇一三』株式会社 三冬社、三一九—三二四頁。
 - ・汐見和恵(二〇一〇a)「乳幼児の子育てと親の悩み・不安」松田茂樹、他『揺らぐ子育て基盤』勁草書房、三九—六〇頁。
 - ・品田知美(二〇一〇a)「親の育てかたと子どもの育ち」松田茂樹・汐見和恵・品田知美・末盛慶『揺らぐ子育て基盤』勁草書房、一七—三八頁。
 - ・品田知美(二〇一〇b)「居住環境と親子生活」松田茂樹・汐見和恵・品田知美・末盛慶『揺らぐ子育て基盤』勁草書房、一七—三八頁。
 - ・篠塚英子・永瀬伸子(二〇〇八)『少子化とエコノミー パネル調査で描く東アジア (ジェンダー研究のフロンティア第三巻)』二四—二六二頁。
 - ・志水紀代子(二〇〇七)『家族の論理学』丸善株式会社。
 - ・男女共同参画統計研究会(二〇一五)『男女共同参画統計データブック—日本の女性と男性—二〇一五』株式会社ぎょうせい、五五—七四、八九—一〇二頁。
 - ・常岡史子(二〇一一)『はじめての家族法』成文堂。
 - ・内閣府(二〇一一)『平成二三年版 子ども・子育て白書』勝美印刷株式会社、二〇—三九、六八—七〇頁。
 - ・内閣府(二〇一六)『少子化社会対策白書(平成二八年版)』日経印刷株式会社、八—一八二、八八—九四、一一三—一六頁。
 - ・中田雅敏(二〇一一)『家庭は子どもの教育の原点 家族の再生のために』勉誠出版。
 - ・中田雅敏(二〇一四)『教育改革のゆくえ』新典社。
 - ・西村洋子(二〇〇四)『変化する社会と家族の役割・価値——生命の尊厳・平和と共存の文化・社会の礎は家族に始まる——』学文社。
 - ・牧野カツ子(一九八二)『育児における〈不安〉について』『家庭教育研究所紀要』二。四二—五二頁。
 - ・牧野カツ子(二〇八二)『乳幼児を持つ母親の生活と〈育児不安〉』『家庭教育研究所紀要』三。三四—五六頁。

・牧野カツ子・中西雪夫（一九八五）「乳幼児をもつ母親の育児不安…父親の生活および意識との関連」家庭教育研究所紀要、六一―二四頁。

・松田茂樹（二〇〇八）『何が育児を支えるのか』勁草書房、六一―八三、八五―一二五頁。

【注】

（一） 家族法は以下のように成り立ってきた（常岡、二〇一一）。

【家族法の変遷】

現在の民法の中の親族編・相続編を一般に家族法と言う。一八九八（明治三二）年に施行された民法典（いわゆる明治民法）が、一九四七（昭和二二）年に大改正されてできたものである。明治民法では、「家」制度をその根幹とし、戸主が長として他の家族構成員を統率して「家」を維持するという家長制的家族の考え方をとっていた。

第二次世界大戦後、憲法二四条の謳う「個人の尊厳と両性の本質的平等」の理念のもと、全面的な改正を受け、ここでは、「家」や戸主の制度が廃止されて、夫婦とその子からなる家族を念頭とした規定が置かれた。なお、一九四七年以降も男女の実質的平等や子どもの福祉の実現といった社会の要請を受けて、親族編の改正が行われた。

【家族法の仕組み】

民法では、夫婦関係（婚姻、離婚）、親子関係（実子・養子、親権）等、家族法の仕組みについて、以下のようにルールを定めている。

（一）意思の重視

民法は、個人に関する法律上の権利義務の発生・変更・消滅についてその意思を重視し、意思に基づいた自由な法律関係の形成を認めている。ここでは、人はみな自由で平等であり、自律的に合理的な判断ができるということが前提となっている。

（二）当事者の協議による解決

家族に関する諸問題について、法律は可能な限りまず当事者らの話し合いによって解決し、そのような話し合いができない場合でも、通常の簡易裁判所や地方裁判所ではなく家事事件を専門に扱う家庭裁判所が当事者らの意向を汲みながら解決を出すという方法をとっている。

（三）家族の保護・生活の保障

家庭は、弱い立場にある家族を保護・育成する場であり、家族法はその法的な実現を支えるものといえます。

以上のように、家族法は、個人の意思の尊重と制度としての機能の両側面から、私たちの家族生活を規律することを目的とする。家族観が多様化してきている現代においては、いずれか一方の目的に偏ることなく、たとえば夫婦関係においては男女の平等とともに各自の自立を、親子関係においては子の保護・育成とともに権利の主体としての子を念頭においた法の解釈・適用が、重要となる。

- (2) 「休養・くつろぎ」「受診・療養」を生理的に必要な活動に要する時間をここでは「生理的時間」とした。
- (3) 収入労働に要する時間をここでは「収入労働時間」とした。
- (4) 家事労働に要する時間をここでは「家事労働時間」とした。
- (5) 学業の時間をここでは「社会的時間」とした。
- (6) 休養・くつろぎ、受診・療養。
- (7) 学業。
- (8) 労働には報酬が支払われる有償労働と報酬が支払われない無償労働とがある。無償労働には家庭内の私的な労働である家事労働と社会的な労働であるボランティア活動などがある。個人、家族、地域そして社会は有償労働と無償労働によって支えられている。
- (9) ここでは二〇一一年『社会生活 基本調査』のアフターコード方式 (B票) によるデータのうち、家事時間、育児時間、買い物・サービスの利用時間、ボランティア活動関連時間の四つを無償労働時間として扱う。
- (10) 契約社員の労働時間では女性の方が長いことは意外であったが(表3、男性/女性…〇・九八)。
- (11) 妻の家事や育児時間は朝と夕方に集中している。特に育児について、子育てをしなければならない二五歳から五四歳において男性の負担の低さが目立った。